令和２年４月７日

東大阪市立学校園長様

東大阪市教育委員会

**国の新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言による学校園対応について（通知）**

　本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定による緊急事態宣言がなされ、これを受けて大阪府教育委員会教育長から下記のとおり通知がありました。このことに基づき令和２年４月８日（水）から５月６日（水）までの間、本市立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び幼稚園（認定こども園の1号認定児童を含む）は臨時休業とします。

　なお、臨時休業中の取り扱いについては、別紙のとおりとします。

記

１．４月８日（水）から５月６日（水）までの間、幼稚園、幼稚園型認定こども園（１号子どもに限る）、小学校、中学校等の全校を臨時休業とする

　２．４月８日（水）以降の入学式等は延期する

　３．登校日は、当面の間実施しない

　　　　　ただし、大阪の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断し、あらためて通知いたします。